

／
＜教育長答弁＞

楠村議員 1001 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 教育委員会は、いじめの状況把握を各校ごとの評価ではなく、全校を客観的に把握していくべきと思うがどうか。

[答弁要旨]

いじめが起こる原因や背景には、児童生徒が置かれている、学校・家庭・地域の間関係や環境など、様々なものが考えられます。

また、いじめの態様といたしましては、児童生徒が被害者になったり、加害者となったりする二者関係だけではなく、「観衆」として、はやしたてたり面白がったり、「傍観者」として、周辺で暗黙の了解をあたえたりするなどの状況もあります。

(次ページに続く)

このため、いじめの状況把握を行うためのアンケートにつきましては、日ごろから、最も身近に児童生徒と関わりを持っている教職員が、アンケート項目の作成や実施方法等を定め、それを活用することが、いじめの未然防止や早期対応には、最も有効な取組であると考えており、そのため、各学校に設置されている、いじめ防止等対策組織によって作成された、アンケートを使用しているところがございます。

なお、その結果や日ごろの見守り等から、いじめが認知された場合には、市内同一様式の「いじめの認知報告」等の書類を教育委員会に提出させることで、全市的ないじめの状況等を把握しているところがございます。

以上

＜教育長答弁＞

楠村議員 1002

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 「児童の状態」「学級の状態」「学級と児童の関係」が客観的数値となって出てくる、Q-Uテストを導入してはどうか。

〔答弁要旨〕

Q-Uテストにつきましては、児童生徒の「クラスでの居心地」について、一定の範囲で、数値化することが可能であり、それを学級経営に活かすことができる、ひとつの有効な手立てであると、認識しております。

その一方で、得られたデータの活用方法等が確立していなかったり、数値化された結果に頼りすぎる等の課題もあると考えております。

そのようなことから、教育委員会では、小学校1校と中学校1校を選び、両校と連携しながら、Q-Uテストと同様の調査(アセス)を用いた研究を進めているところであり、ただちに、Q-Uテストを全校で実施することは考えておりませんが、今後とも、より有効な活用方法等について、研究を進めてまいりたいと考えております。(以上)

<教育長答弁>

楠村議員 1003

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 特に重大事態の加害児童に対して、別室指導や出席停止もあると考えていいのか。

[答弁要旨]

児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障することは、学校や教育委員会の責務であります。

そのため、学校による度重なる指導にもかかわらず、限度を超え、心身の苦痛を与えるような行為を繰り返したり、他の児童生徒の教育を受ける権利を明らかに妨げている行為を行っている場合には、学校や保護者との十分な協議のもと、別室での指導を行うことや、保護者に出席停止を命じることも対応のひとつであると考えております。

(次ページに続く)

しかしながら、いじめの原因や背景、態様等については多様であり、被害児童生徒への支援はもとより、加害児童生徒への指導も必要であることから、その両者に対して、家庭や関係機関等と連携しながら、継続的な指導や支援を行い、児童生徒が安全に安心して通える学校となるよう、取り組んでいく必要があると考えております。

以上

✂

＜教育長答弁＞

楠村議員 1004

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 重大事態が発生すれば、直ちに所轄警察署
に通報するのか。

[答弁要旨]

いじめの中には、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が、生じるようなものも含まれていることから、そのような場合は、状況に応じて、保護者や警察と連携した対応を取ることが、必要であると考えております。

しかしながら、そのような重大事態に至らないよう、学校や家庭、地域が連携し、日々の見守りや情報共有等を通して、いじめの未然防止、早期対応に取り組むことが、最も重要であると考えております。

以上

5
＜市長答弁＞

楠村議員 1005

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 日本一いじめのない市を目指すべきと考える
がいかがか。

[答弁要旨]

本市におきましては、子どもの育ちを地域社会全体で支えることを基本理念とした、「尼崎市子どもの育ち支援条例」の考え方も踏まえて、「尼崎市いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

その中で、「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではない」と定めております。

(次ページに続く)

また、いじめは、どこの学校のどの児童生徒にも成長過程の中で起こり得るものであることから、地域社会全体が連携するとともに、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となっていじめを解決していくことが、何より重要であると考えております。

いずれにいたしましても、いじめの問題の解決はもちろんのことながら、すべての子どもたちの健やかな育ちは、すべての市民の幸せな暮らしへと繋がるものであり、次世代の子どもたちへ、よりよい未来の尼崎を託していけるよう努力してまいります。

以 上

質問要旨

ひったくり等の街頭犯罪対策と子どもに対する犯罪抑止のどちらが優先順位が高いと考えているのか。

答弁要旨

犯罪とは、いずれの行為においても、決して許されるものではなく、本来、犯罪の種類に応じて、優先順位をつけることができるものではないと考えております。

しかしながら、本市においては、ひったくりの認知件数が県内でも高い水準にあったことから、喫緊の課題であったひったくりの抑止を含む街頭犯罪対策を進めてきたものでございます。

以上

質問要旨

本市にはなぜ、児童生徒を犯罪から守るための防犯カメラが1台もついていないのか。

答弁要旨

現在、通学路等における、子どもの防犯対策に特化して、本市が設置した防犯カメラはございません。

なお、県・市の補助を活用して設置している地域の防犯カメラにおいては、子どもの見守りを目的として設置しているものも多数ございます。

市といたしましては、現時点において、大量の防犯カメラを設置するのではなく、自主防犯パトロールの強化や見守り活動に取り組んでいただくウォーキングパトロール隊の新設などの取組を進め、いわゆる人の目による見守りを高めることが、子どもを含めた市民の皆様の安全安心につながるものと考えています。

以上

質問要旨

可動式防犯カメラの設置について業務委託ではなく買い取り方式にして、台数を増やしていかないのか。

答弁要旨

本市の可動式防犯カメラは、市内に張り巡らされている通信回線を利用して、市役所本庁舎の生活安全課において、リアルタイムで画像を確認、録画ができる方式となっており、通信回線は市内全域をカバーしていることから、どこへでも防犯カメラの移設が可能であり、少ない台数で効果的な運用が図れる方法となっております。

そのため、防犯カメラの設置運用等については、通信回線を有する事業者へ業務委託をしたものでございます。

今後、可動式防犯カメラの運用を進める中で、その効果測定を行うと共に、設置台数や有効な活用について、研究してまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

防犯カメラの画像の確認はどのような方法ですか。

答弁要旨

先ほどご答弁申し上げたとおり、本市の可動式防犯カメラについては、通信回線を利用し、市役所生活安全課内に設置した管理用パソコンを用いて、リアルタイムで画像を見ることが可能であり、日常的に、防犯カメラが正常に稼働していることを確認し、必要な場合には、即時に画像分析が行える方式となっています。

データについては、約2週間分の画像が自動的に録画され、次々上書きされていく方式となっており、必要な画像については、ハードディスク等に保存することも可能となっています。

一方、通常の防犯カメラでは、内蔵されたSDカードを取り出して、パソコン等で再生することで初めて画像を確認することができるものであり、その取り出しには、高所作業車などが必要であり、実際に画像を確認するためには、時間や経費を要することとなります。

(次ページへ続く)

また、防犯カメラが正常に稼働しているかどうかは、SDカードを取り出して、確認するまで不明であり、画像が撮影されていない可能性もあるなどのデメリットがあると聞いております。

なお、可動式防犯カメラの設置運用後、これまでも数回、設置箇所近くで発生した事件や交通事故の捜査として、警察署員が来庁し、画像を確認するなど、街頭犯罪防止や交通安全にも寄与しているところでございます。

以上

質問要旨

子どもへの犯罪抑止を最優先し、学校周辺や公園、通学路等に防犯カメラを設置すべきではないか。

答弁要旨

繰り返しになりますが、子どもへの犯罪や街頭犯罪全体の防止につきましては、防犯カメラに関する取組とともに、自主防犯パトロールの強化や散歩しながら地域の見守り活動に取り組んでいただくウォーキングパトロール隊の新設などの取組を進め、人の目による見守りを高めることが、子どもを含めた市民の皆様の安全安心につながるものと考えています。

なお、地域において県・市補助を活用して設置している防犯カメラの中には、学校周辺や公園、通学路等に設置しているものも多数ございます。

(次ページへ続く)

今後においては、本市の防犯カメラについて、引き続き、可動式防犯カメラの効果的な運用を行い、その効果の検証を行うとともに、地域の防犯カメラ設置補助を拡充するほか、本市でのコンビニエンスストアや商店の店先に設置された防犯カメラの有機的な活用など、防犯カメラの全体的な活用方法について研究してまいりたいと考えております。

以上

楠村議員 1011 作成部局 健康福祉局 No.1
質問要旨

一般区分の所得の多い方への助成を無くし、負担してもらってはどうか

答弁要旨

この事業は、高齢者の社会参加の促進が目的でございますので、市バスの民間移譲に合わせて、平成28年度から高齢者バス運賃助成事業として、阪神バスや阪急バスの各路線でも利用できるようにするなど拡充をして参ります。

もともと無料制度であったものを、平成22年度から利用者負担をいただく制度に見直しをさせていただきましたが、その見直しに際しまして、学識経験者や公募市民など外部委員で構成する「老人市バス特別乗車証のあり方検討会」におきまして、所得制限の導入について、生きがいづくりや社会参加促進といった制度目的を達成するためには、より多くの高齢者に、さまざまな機会を通じて幅広く利用してもらおう必要があることから適当でない、とのご意見をいただいております。

(次ページに続く)

そうしたことと合わせて、社会参加促進だけでなく、外出機会が増えることによる健康づくりや介護予防、公共交通を利用することによる環境への配慮、自ら車を運転する場合に比べての交通安全の確保など、副次的な効果もあると考えておりますので、現時点で所得制限の導入といった新たな見直しを行う考えはありません。

以上

楠村議員 1011関連想定 作成部局 健康福祉局 質問要旨

一般区分の所得が 10,000 千円以上の方への助成をなくした場合の効果額はどれくらいか。

答弁要旨

介護保険料の所得段階を元に試算してみましたところ、70歳以上で所得 10,000 千円以上と見込まれるものの助成をなくした場合、1,175 千円と試算しております。

所得段階	所得	70歳以上	定期方式 利用人数	助成額	助成額累計
第4段階	課税世帯・本人非課税・所得80万以下	11,185	662	16,550,000	72,150,000
第5段階	課税世帯・本人非課税・所得80万以上	7,954	470	11,750,000	55,600,000
第6段階	本人・120万未満	9,574	566	14,150,000	43,850,000
第7段階	本人・120万以上125万未満	769	45	1,125,000	29,700,000
第8段階	本人・125万以上190万未満	9,111	539	13,475,000	28,575,000
第9段階	本人・190万以上290万未満	5,247	310	7,750,000	15,100,000
第10段階	本人・290万以上400万未満	2,084	123	3,075,000	7,350,000
第11段階	本人・400万以上600万未満	1,286	76	1,900,000	4,275,000
第12段階	本人・600万以上800万未満	506	30	750,000	2,375,000
第13段階	本人・800万以上1000万未満	299	18	450,000	1,625,000
第14段階	本人・1000万以上	792	47	1,175,000	1,175,000
合計		48,807	2,887	72,150,000	—

楠村議員 1012 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 外国人観光客から尼崎城はおもしろいと言われるものを考えてはどうか。

答弁要旨

お城は日本独自の歴史や文化を感じられることから、姫路城や大阪城のように観光スポットとして定着しており、国内観光客だけでなく、多くの外国人観光客も集客している状況がございます。

本市は、外国からの観光客が多数宿泊する大阪に近いことや、市内のホテルにおいても最近、外国人宿泊客が増加しているとお聞きしていることから、気軽に歴史や文化に触れることができるような工夫も必要であると考え、外国人向けのガイドブックを作成し、大阪から鉄道で7分という近接性を打ち出しながら、お城の建つ阪神尼崎周辺をアピールしているところでございます。

(次頁へ続く)

今後、建設されるお城は、地域の歴史やお城の史実性を踏まえるとともに、内外のたくさんの方々が訪れて、親しまれることが大切であり、尼崎城をシンボルとして、本市の歴史文化ゾーンや駅前の商店街も一体的にアピールできるよう、集客の仕掛けも工夫していく必要があると考えております。

以上

(参考)姫路城の外国人観光客

平成26年度 83,333 人(全体では 918,643 人)

平成27年度(2月末時点)

276,520 人(全体では 2,627,657 人)

楠村議員 1013 問目 作成部局 企画財政局 NO. 1

質問要旨 本市インバウンド計画をつくる必要がある
と考えるがどうか。

答弁要旨

現在、市内の宿泊施設では、非常に高い稼働率が続いている状況で、これは外国人宿泊客の増加が影響しているものと認識しております。

こうしたことから、まずは、宿泊のために尼崎を訪れている方々の満足度と利便性を高めていくことを重要と考え、今年、外国人向けのおもてなしパンフレットを作成したところでございます。

現時点では、インバウンド計画を策定する予定はございませんが、本市を訪れた外国人の方に尼崎市の魅力を知っていただき、また訪れてみたいと思っただけできるよう、情報の発信に努めてまいります。

以上

楠村議員 1014問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 兵庫県の動きを待たず、本市においても民泊条例を作ってはどうか。

答弁要旨

いわゆる「民泊」につきましては、国家戦略特区の指定を受けている、本市を含めた兵庫県内の地方公共団体において活用が認められておりますが、実施にあたりましては、これまでからご答弁申し上げておりますように、県及び県内の保健所設置市との連携が必要と考えており、現在のところ、県の動向を注視しようとしているものでございます。

なお、現在、国において検討会が開催されており、国家戦略特区の指定にとらわれない、旅館業法等の改正を通じた民泊の検討が進められているところでして、こうした動きにも、あわせて留意する必要があると考えております。

以上

16
(医務監答弁)

楠村議員 1015

作成部局 健康福祉局

No. 1

質問要旨

何を根拠に歩きタバコを取り締まるのか、何に委ねて歩きタバコを指導するのか、また、実効性の担保は。

答弁要旨

平成28年度初めに公表を予定しているたばこ対策活動基本方針の取組みの根拠としましては、「健康増進法」、「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例」、「尼崎市民の暮らしの安全を推進する条例」及び「尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例」の趣旨に基づいて、たばこの健康影響の予防、吸い殻ごみ等の散乱防止、及び安全の推進に重点を置き、たばこ対策の取組みを進めていきます。

厳しい財政状況にある本市では、他都市のように喫煙禁止区域を定め、環境を整備し美化推進員などを配置して取り締まりや指導を行っていくことは困難です。28年度は重点的に歩きたばこの抑制を啓発し、市民の皆さんや市内事業所の方々と協働で取組みを推進していきたいと

(次ページへ続く)

考えております。具体的には、先ずは小学校周辺道路において通学時間帯を重点的に歩きたばこの抑制を呼び掛けます。また、市民の方や市内事業所及び各種団体に活動基本方針の趣旨を周知し、協力を要請して参ります。さらに、たそがれクリーンキャンペーンなどの既存の事業とコラボして啓発を実施していきたいと考えております。

以上

19
(医務監答弁)

楠村議員 1016

作成部局 健康福祉局

No. 1

質問要旨

たばこ対策事業の成果指標は。

答弁要旨

歩きたばこを含めた路上喫煙の問題は、喫煙マナーに関する個人モラルに帰する部分が大きく、啓発を実施しましてもその成果や効果を早急に数値などで判断することは難しいと考えております。

しかしながら、事業として実施する以上、何らかの指標は必要と考えており、たとえば、啓発前後に歩きたばこの人数を定点観測したり、喫煙スポットの箇所数などを上げたいと考えております。そして、事業が進行すれば、意識調査などを実施してまいりたいと考えております。

以上

12
(医務監答弁)

楠村議員 1017

作成部局 健康福祉局

No. 1

質問要旨

条例制定のために啓発事業でどのような判断材料を取るのか、何がどうなれば条例制定を判断するのか。

答弁要旨

喫煙は本人のみならず受動喫煙により周りの人にも健康被害を与えることから、喫煙しないことが理想的であり、喫煙がなくなればたばこ問題は解決します。しかし、たばこは合法的な嗜好品であり、たばこ税としての収入源でもあります。また、たばこ販売を生業としている市民の方もおられます。これらのことも考慮して幅広いコンセンサスを得ることが必要だと考えております。

たばこ対策事業の初年度は、歩きたばこ抑制の啓発を重点的に取り組み、市民や市内事業所とともに活動を広げ、まず、喫煙に関する一定のルールが必要であるという機運を高めることを目指します。

事業の進捗状況を鑑み、他都市で実施しているような

(次ページへ続く)

特定区域での喫煙規制が必要であり、費用をかけても実施すべきと判断すれば、条例は必要であると考えております。

いずれにしても、条例が必要かどうかを含めて、今後もたばこ対策推進プロジェクトチーム会議で検討して参ります。

以上

(医務監答弁)

楠村議員 1018 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

(口腔衛生センターの建替えに伴い)休日急病歯科診療や検診、訪問歯科など、業務のスリム化や運営形態を見直すなどされては如何か。

答弁要旨

口腔衛生センターにつきましては、老朽化が進み、耐震化も未整備であることから、尼崎市歯科医師会、口腔衛生センター及び本市との間で、新歯科医師会館に移設することで合意しました。

議員ご指摘のように、休日急病歯科診療など受診者が逡減している事業もあります。

しかしながら障害者児歯科診療は専門的な技術及び治療に時間を要することから、一般歯科診療所では対応が困難な事業であります。

こうした中で、専門学校の廃止(H22.3末)をはじめ、休日診療の時間短縮、職員数の減などの改革に取り組んでまいりました。今後も、具体的な検討についてはセン

(次ページへ続く)

ターの事業運営委員会において進めてまいります。

さらに今回の移設にあわせ、市・歯科医師会・センターの3者により、歯科医師会とセンターとの組織統合、すなわち公益財団法人の解消に向けて協議していくこととしております。

以上

質疑要旨

公共施設マネジメント計画の策定が平成26年度中から平成28年度中に延びたことによる損失は何か。マイナスの効果額は分かっているのか。

答弁要旨

公共施設マネジメントの取組につきましては、昨年度に開催いたしました公募市民による市民会議での意見を踏まえ、より多角的な検討を行うなど、綿密な分析を行っており、当初の予定より、2年程度遅れることとなっております。

しかしながら、公共施設マネジメントの取組には、地区会館と支所の複合化などの先行しているものもあり、それらは、それぞれのスケジュールに従い、取組を進めているところであります。

また、こうした取組は、必要となる経費や関連する事業の状況などを十分に把握しながら進める必要があり、関連する工事を同時に行うことで経費を抑制できる場合もあります。

従いまして、議員ご指摘のような損失の額については、具体的に生じているとは認識しておりません。（以上）

4

楠村議員 1020 問目 作成部局 経済環境局 No. 1

質問要旨

旧第3工場について、いずれ撤去されるなら先送りにせず、コストはかかるが早急に撤去を行い活用等すべきと考えるがいかがか。

答弁要旨

旧第3工場につきましては、平成16年に廃止し、建物は、そのままの状態でございますが、その敷地につきましては、現在、稼働中で平成42年までの延命化を目指しております第2工場や資源リサイクルセンター等の次期建て替え地として活用する予定です。

議員のご質問にありますように、撤去のみを先行して行った場合には、多額の一般財源が必要となりますことから、国からの補助や起債のある次期焼却施設等の建設と併せて、撤去することが有利であると判断しております。

以上

楠村議員 1021 問目 作成部局 経済環境局 No. 1

質問要旨

25年間寝かせておいて面積不足で使えないということはないか。

答弁要旨

老朽化のため、将来、建て替えが必要な施設としましては、現在稼働中の第2工場、資源リサイクルセンターや大高洲庁舎などがございますが、その建て替え用地としては、ご指摘の旧第3工場のみでは面積が不足いたしますので、現在、稼働中で廃止をめざしております第1工場や大高洲庁舎の敷地も併せ、処理施設を集約する方向で検討していくこととしております。

以上

(参考)

各工場の面積

施設	建替用地	
	第1工場	旧第3工場
面積(㎡)	25,337	10,308
計	35,645	

建替施設			
第2工場	資源	大高洲庁舎	し尿施設
33,714	8,701	1,766	979
45,160			

※2工場は溶融炉の面積を含む。

楠村議員 1022

作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨

大庄西中学校跡地の計画が決まっていないのであれば、先に旧南の口公園市民プールを撤去すべきではないか。

答弁要旨

大庄西中学校跡地につきましては、平成 21 年度に大庄中部《未来につなぐ》まちづくり市民委員会から、南の口公園を移転させて、学校跡地の一部に多世代が利用でき、避難場所や緑化につながる公園を整備してはどうかとの提案をいただいております。

そうしたことから、南の口公園内の旧市民プールにつきましては、大庄西中学校跡地の活用や南の口公園の機能の見直しに合わせて撤去することが、経費の面から合理的であると判断しているところでございます。

以上

(岩田副市長答弁)

楠村議員 1023 作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 放置自転車の多い駅に限定して、駅周辺の
空き家を駐輪場にする場合に撤去費用を補助する
制度を作ってはどうか。

答弁要旨

民間駐輪場整備補助金は、空き家や倉庫、空き店舗などの改修工事を含めた駐輪場整備に関する補助金であり、土地取得や空き家を含めた建物解体など、個人財産の取得や処分に係る費用は対象外にしております。

一方、空き家対策につきましては、今年度、実施している空家等実態調査の結果を踏まえ、所有者等に対し適正な管理や解体を促すなど、老朽危険空き家の解消を目指す取組みを進めることとしています。

老朽危険空き家の解体補助につきましては、今後、国庫補助を活用した制度化を検討していく必要があり、駐輪場整備促進も合わせて取り組んで参りたいと考えております。

以上